

業 務 委 託 発 注 仕 様 書

名張市教育委員会教育総務室

1. 番 号 令和6年度（ ）第F-15号
2. 委 託 名 各小中学校貯水槽清掃・点検業務委託
3. 委 託 場 所 名張市 丸之内 ほか 地内
4. 委 託 期 間 令和6年8月16日まで
5. 委 託 料 の 支 払 委託業務完了後一括支払い
6. 委 託 内 容 各小中学校貯水槽（受水槽・高架水槽）の清掃及び点検業務 一式
7. 特記仕様
 - (1) 本業務は、「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律」に基づき適切に業務を遂行すること。
 - (2) 清掃作業について、建築物環境衛生維持管理要領 第2 飲料水の管理各項ならびに空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(厚生労働省告示第 119 号)第二に定める基準に従うものとする。
 - (3) 点検及び報告書作成について、上記告示に定める基準及び水道法第 34 条 2 の第 2 項の規定に基づき発注者が別途発注する地方公共団体の機関または厚生労働大臣の登録を受けた者の検査において、厚生労働省告示第 262 号 第 6 に定める書類検査に係る書類で別表第 1 から別表第 2 までに掲げる検査事項がこれらの表に掲げる判定基準を満たすか否かについて点検し、報告書を作成すること。(受水槽、高架水槽及び付属装置一式)
 - (4) 清掃作業に先立ち作業計画書を作成し、発注者の承認を得ること。
なお、作業は7月19日以降の土曜、日曜、祝日及び休校日以外とし、作業日程は各学校と十分な打合せの上決定し、作業日程表を作成すること。
 - (5) 現場代理人を選定し、作業中は現場に必ず常駐すること。
現場代理人は自社の社員で建築物衛生法施行規則に定めのある貯水槽清掃作業の監督を行う者のための講習会、再講習会の課程修了後6年を経過していないものであること。または、建築物環境衛生管理技術者であること。(どちらも証明書提出要)
 - (6) 作業までに清掃業務を行うすべての作業者の腸内細菌（赤痢菌、サルモネラ菌、フス菌、パラチルス菌、0-157）の検査結果（作業3ヵ月以内のもの）の写しを提出のこと。
水道法第 21 条及び同施行規則第 16 条に規定する健康診断（上記期間内のもの）を受けている者で検査結果が良好な者以外は貯水槽の掃除作業に従事させないこと。
 - (7) 作業中は常に酸素濃度に注意し、水槽内に新鮮な空気を送り込みながら実施すること。
また、水槽内に入る前は酸素濃度等を確認し、作業員の安全確保すること。

- (8) 清掃前、清掃中、清掃完了後の状況写真を提出すること。(受水槽、高架水槽及び付属装置一式)
- (9) ボールタップの調整、オーバーフロー管の詰まり等の軽微な不具合箇所の対応は、本委託業務の範囲内とし、契約金額の変更は行わない。また、作業報告書に不具合箇所を調整した旨の記載を行うこと。
- (10) 清掃業務完了後、現場代理人立会いの下、学校長等に目視確認を実施してもらうこと。(要サイン)
- (11) 点検結果に基づく不良箇所の一覧表を作成し、緊急性が高い順にA(要改修)、B(改修が望ましい)C(経過観察)の3ランクに分類を行い、その部分の写真を添付すること。

8. 提出書類等(各1部)

- (a) 作業計画書(作業日程表、使用機械・資材リスト、作業員組織、上記(6)記載の作業員全員の腸内細菌検査結果及び健康診断結果、作業要領書等)
- (b) 作業点検報告書(別添1、別添2)
(別添1の作業報告書には必ず学校長等の目視確認者の署名又は押印をもらうこと)
- (c) 補修が必要と思われる箇所に関する報告書及び写真
- (d) 現場代理人等通知書(貯水槽清掃作業監督者講習会または再講習会修了証書または建築物環境衛生管理技術者免状の写しを添付)

9. その他

- (a) 施設が損傷しないように十分に配慮すること。
万一、施設を損傷した場合は、ただちに発注者(教育総務室及び学校長)に報告、協議し早急に施設復旧対応(受注者負担)を行うこと。
- (b) 本業務の実施にあたっては、本仕様書によるほか、関連する法令及び条例等を遵守して行うこと。
- (c) 本業務に係る上記の検査費用(水質検査、健康診断等)および報告書作成費用並びに作業員等の移動に係る運搬費は全て本委託業務に含むものとする。
- (d) 清掃業務に係わり校内の水栓から赤水やサビ等が出ないように十分な対策を講じること。
万一、清掃作業終了後に清掃作業が原因とおもわれる赤水等が出た場合は発注者(教育総務室及び学校長)と協議し早急に緊急の現地対応(受注者負担)を行うものとする。
- (e) この仕様書に定めのない事項および疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。